

さ情審査答申第67号
平成22年11月18日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷 幸男 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成22年8月20日付けで貴職から受けた、中央図書館における防犯ビデオの映像（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成22年6月1日付け教生中函管第424号によりさいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

条例第7条第2号の非公開事由が記載されているが、なぜ人物が特定されると非公開になるのかは明らかにされていない。

審査請求人は、中央図書館で盗難に遭った被害者である。なぜ具体的人権侵害を被った者より、将来の漠然・抽象的な利益を理由に優先するのかについての説明を欠いている。

防犯ビデオの映像は、警察官には要請があれば見せるとのことであるが、被害届のため警察が駆けつけた当時、捜査協力者として見せられて

いれば、警察の初動捜査の遅れもなかった。このことは一般人の捜査協力をも制限する結果となっている。

個人の氏名、住所、電話番号、納税額、貯金等の資産状況にかかる事実や社会通念上あまり人には見られたくないとする事柄は、プライバシー権として保護されなければならず、条例第7条第2号は、これらプライバシー権を保護しようとしているものとする。

防犯ビデオの映像は、個人の外観上の容姿であっても、図書館の利用状況である。これが公開されたからといって、直接に個人の氏名、住所、財産に関する事柄まで判明するものではなく、外観上の容姿については図書館に来館すること自体で衆目にさらしているといえる。よって、個人の容姿が防犯ビデオに映っていたとしても、条例第7条第2号が保護しようとするプライバシー権には当たらない。

仮に個人の外観上の容姿がプライバシー権に含まれるとしても、プライバシー権「侵害」になるかどうか検討されなければならない。今回は情報公開請求の適正な手続きにより、審査請求人は氏名、住所等の身分を明らかにして、公開を求めており、しかも、これを審査請求人以外の一般人に広く公開してほしいとまで求めているわけではない。これに応じたからといって、その映像を他に転用することがない限り、第三者のプライバシー権を侵害することにはならない。

百歩譲って、映像公開されたことにより具体的な権利利益を侵害することがあった場合、その特定人が審査請求人に対し責任を追及すればよいことである。審査請求人は行政情報公開請求書に氏名・住所を明らかにしているのだからその機会是与えられているはずである

審査請求人は、現実に窃盗犯人によって財産権の侵害を受けているのに、防犯ビデオの映像を非公開とすることは、結果的に窃盗犯人が写っていても非公開とするものであり認められない。情報公開とプライバシー保護の調整が実現されるべきである。

実施機関は、「映像を公にすることにより公共の安全及び秩序維持に支障を及ぼすおそれ…」と述べているが、私の要求は映像をテレビのごとく不特定又は多人数に放映しろ、と言っているのではなく、条例の手続きに則って請求しているのである。当該手続きでは、審査請求人は氏名、住所を明らかにしている。つまり、審査請求人も一定のリスクを負って公開を求めており、むやみに映像を垂れ流せと言っているのではない。

中央図書館では、これまでも窃盗事件があったと聞いているが、その都度、具体的に防犯カメラはどのように位置づけられてきたのか。今後、同様の被害者がでないよう図書館に防犯対策等を講じてもらうためにも、

防犯ビデオの映像にて館内の監視状況及び利用状況を確認させてもらいたい。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 利用者の混雑状況を把握することや犯罪を抑止する防犯目的として設置した防犯カメラの録画映像は、中央図書館利用者の映像である。中央図書館を利用している特定の個人が識別される個人情報であり、また、本棚の位置から思想・信条・宗教等に関する情報も把握することが考えられるため、条例第7条第2号に該当し非公開としている。

なお、情報公開条例第7条第2号では、個人のプライバシーを最大限尊重するため「個人に関する情報」で、かつ、「特定の個人を識別することができるもの」を個人に関する情報として非公開としている。

- 2 中央図書館では、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」(平成16年埼玉県条例第36号)及び同条例に基づく「防犯カメラの設置と利用に関する指針」(以下「県指針」という。)により、防犯カメラの設置運用を行っている。

したがって、県指針の第2-2「設置者等が配慮する必要がある事項」の規定により、被害届提出の際に審査請求人から申出のあった防犯ビデオの映像の提供を拒否する一方、警察に対しては刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に基づき「防犯カメラの録画映像の閲覧及びカメラによる撮影」を許可したものである。

法令等に基づく個人情報の外部提供により、警察の捜査に協力しており、決して犯人を擁護する考えはない。

- 3 図書館は、多数の方が利用している。この利用者がどのような本に興味を持っているかなどで、思想・信条・宗教等に関する情報が推察されるおそれがある。また、図書館に滞在していること自体を隠しておきたい利用者もあり、録画映像を公開することはプライバシーの侵害につながるおそれがある。
- 4 条例第7条第7号では、公にすることにより公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開としており、防犯カメラの撮影方向を全て明らかにすることは防犯上好ましくない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件審査請求は、中央図書館で置き引き被害に遭った被害者が、その犯行の様子が記録されている可能性がある図書館内の防犯ビデオの映像につ

いて公開請求をしたのに対して、実施機関が非公開決定をした処分の取消しを求めるものである。

なお、実施機関は、本件処分の手続きにおける審査請求人からの聴取により、「平成22年5月11日の中央図書館の防犯ビデオで14時から18時30分の間の映像」を本件対象行政情報と特定している。

以下、実施機関が非公開とした理由について検討する。

2 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、非公開情報として、個人に関する情報であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」と規定している。

審査請求人は『仮に個人の外観上の容姿がプライバシー権に含まれるとしても、プライバシー権「侵害」になるかどうか検討されなければならない。』と主張しているが、「プライバシー」という概念は、その内容や保護されるべき範囲が必ずしも明確ではなく、また、情報化の進展とともに、個人のプライバシーに対する意識も変化してきており、何ををもってプライバシーとするかについて確定することは難しいといえる。

したがって、本条本号においては、制度の運用の安定性、個人情報保護制度との整合性等の観点から、「個人に関する情報」で、かつ、「特定の個人を識別することができるもの」を個人に関する情報として非公開とする、個人識別型の規定を採用しているものと解する。

また、特定の個人を識別する記載はなくても、公開することにより、本人の財産権等の正当な権利利益が害されるおそれのあるものや、個人の人格と密接に関連しており、本人が精神的苦痛を受けるおそれのある情報も非公開情報となるものである。

3 条例第7条第2号の該当性について

本件対象行政情報は、「平成22年5月11日の中央図書館の防犯ビデオで14時から18時30分の間の映像」である。防犯ビデオの映像は、中央図書館利用者の容姿、行動を撮影したものであり、特定の個人を識別することができる情報といえる。また、特定の個人の識別性はなくとも、来館した図書館利用者の行動を公開することは、個人の思想、信条宗教等に関する情報をむやみに他人に知られないという権利利益を侵害するおそれがある。したがって本件対象行政情報は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

また、情報公開制度は請求者が誰であっても、すべての公開請求に対して公平に行われるものである。審査請求人は、盗難被害者又は捜査に協力する者としての立場から、「情報公開とプライバシー保護の調整が実現されるべきである」と主張しているが、条例第7条第2号ただし書きにも該当しないため、該当性の判断において、個別の事情を考慮することは適当でない。

審査請求人は「映像公開されたことにより具体的な権利利益を侵害することがあった場合、その特定人が審査請求人に対し責任を追及すればよいことである。審査請求人は行政情報公開請求書に氏名・住所を明らかにしているのだからその機会は与えられているはずである」と主張しているが、条例第7条第2号は、行政情報を公開することにより個人の権利利益を侵害することがないように配慮し、そのようなおそれのある行政情報を非公開とする、としているのである。

仮に、審査請求人のいう「特定人」が、本件行政情報公開請求書に記載された審査請求人の氏名、住所の公開請求を行ったとしても、実施機関は当該情報を公開することはないので、「特定人」は「その機会」を得ることはできない。よって、審査請求人の主張は認めることができない。

4 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、非公開情報として、「公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報」と規定している。

実施機関は、本件審査請求における理由説明書中において、「また、公にすることにより公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるものは非公開としており、防犯カメラの撮影方向を全て明らかにすることは防犯上好ましくないため非公開としています。(条例第7条第7号)」と述べている。

しかし、本件対象行政情報は前述のとおり、条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められるのであるから、条例第7条第7号の該当性を検討しなくとも非公開の理由としては十分であると思料される。

5 以上のとおりであるので、審査請求人におけるその余の主張について審議するまでもなく、本件非公開決定は妥当である。

6 よって、本件審査請求について、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成22年 8月20日	諮問の受理
	同 年 9月 3日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 9月16日	審議
	同 年 9月21日	審査請求人から意見書を受理
	同 年 10月21日	実施機関及び審査請求人からの意見聴取及び審議
	同 年 11月11日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)